

## 青森地方裁判所委員会及び青森家庭裁判所委員会（第25回）議事概要

1 日時 平成28年7月7日（木）午後1時30分

2 場所 青森地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者（敬称略）

(1) 委員（（地）は地方裁判所委員，（家）は家庭裁判所委員，（地家）は地方裁判所委員兼家庭裁判所委員を示す。50音順，敬称略）

太田宜邦（地），葛西 聡（地），草野真人（地家），佐藤恵子（地家），竹中 孝（家），舘山 新（家），田中一彦（地），田中秀知（地），田中眞紀子（地），田中幸大（家），沼田桃子（家），吉田 稔（地家），若山恵佐雄（地家）

(2) 説明者

鎌倉正和刑事部総括判事，小野和夫地裁事務局長，小澤久美子家裁事務局長，海藤徹刑事首席書記官，堤隆介首席家裁調査官，蓮潟裕之刑事次席書記官，秋元学地裁事務局次長，今井政一家裁事務局次長，古舘明己次席家裁調査官，古関公衛刑事訟廷管理官

4 議事

(1) 開会

(2) 草野委員長挨拶

(3) 新委員の紹介（敬称略）

舘山新，田中秀知

(4) 協議テーマ

ア 裁判員等選任手続について

イ 離れて暮らしている親と子どもとの交流（面会交流）について

(5) 意見交換の要旨（◎委員長，○委員，□説明者）

意見交換に先立ち，前回委員会のテーマである裁判所の広報について，そ

の後の裁判所の取組を紹介した。

- 5月の憲法週間行事として、5月12日に成年後見制度をテーマとした寸劇や施設見学を実施し、37人の方に参加していただいた。

また、今後、7月28日には小学校5・6年生を対象とした夏休みの子ども向け企画として裁判員裁判の模擬裁判の体験等を、10月には法の日週間行事を予定しており、準備を進めているところである。

#### ア 裁判員等選任手続について

- 模擬の裁判員等選任手続期日を実施し、各委員に選任手続の受付、オリエンテーション及び質問手続におけるグループ質問を体験していただいた。
- ◎ 裁判員等選任手続について体験していただいたが、庁舎内の会場までの案内サインの分かりやすさはどうか。
  - 特に分かりにくいということはない。
  - ◎ 受付での職員の接遇はどうだったか。
    - 特に問題はなかった。
    - ◎ オリエンテーションの説明やDVD等の内容の分かりやすさはどうか。
      - グループ質問において個別の事情を述べ、裁判官から後で事情を伺うと回答されていた候補者がいたが、当日用質問票の「個別の質問手続」を希望した場合との区別が分かりにくい。
  - 当日用質問票は、回収後に裁判官、検察官及び弁護人が内容を確認し、仕事の予定が入っているなどの事情を記入していたり、「個別の質問手続を希望する」にチェックを入れたりなどしている方については、最初から個別質問の方に回っていただくことにしている。したがって、グループ質問では、複数の方から様々な事情が述べられることはほとんどない。ただし、質問票に記入はしなかったものの、直接話す場面になるとお話しされる方もいるので、そのような方については、個別質問の最後に再度事情を伺うという対応をしている。

◎ グループ質問の手續の中で候補者役の委員から様々な事情が述べられたが、実際の手続ではこれらについてどのような判断がなされるのか。

□ 実際には個別の事情ごとに判断することになるが、例えば、出張を予定している方については、その出張を他の方に代わっていただくことができないのかをお聞きし、できないということであれば辞退が認められる可能性はある。

また、社員が少数であるなど、労働環境が特に厳しい企業の場合も、他の方に代わっていただくことが難しいということを確認させていただき、その場合は辞退が認められる可能性はある。

両親が介護施設に入所しているという方については、毎日施設に行かなければならない事情の有無など、もう少し詳しい事情を伺うことになると思う。単に、万が一何かあると不安なのでという場合もあるので、その事情に応じて判断させていただくことになる。

◎ グループ質問の方法などについて何か感想などはあるか。

○ 事前の説明は大変分かりやすかったが、質問会場で目の前に裁判官、検察官及び弁護士がいるところ、初めて裁判所に来た方の中には、弁護士という職種は分かって、検察官という職種についてはよく分からない方もいるのではないか。検察官という職種について簡単な説明があっても良かったのではないか。

○ 検察官については、候補者に事前に配布する「よりくわしくお知りになりたい方へ」のパンフレットの中の「刑事裁判にかかわる人たち」というところで紹介されている。

○ パンフレットに書かれていれば分かるかとは思いますが、ただでさえ不安な気持ちを持って、いろいろなことを一つ一つ理解しようと緊張している中で、この人は誰だろうかという疑問があつて、もやもやした状態であること更に不安が増すので、説明はやり過ぎというくらいやっていただいても良

いのではないかと思う。

- ◎ グループ質問の場で裁判官などは自己紹介をしていないのか。
- グループ質問の場では自己紹介をしていない。グループが入れ替わるたびに自己紹介をすると時間がかかるので、候補者の皆さんへの挨拶も兼ねて事前にオリエンテーション会場で自己紹介をしている。裁判所に初めて来て、質問手続室の中で法曹三者がずらりと並んでいると、威圧感や不安を感じさせてしまいかねないので、最初に自己紹介をすることで、候補者の方々に少しでも慣れていただくようにしている。
- グループ質問の際に、「裁判員になるに当たって何か差支えになることがありますか。」と質問され、あの場では発言できなかったが、具体的には差支えがないものの、裁判員として耐えられるか自信がないという気持ちをお持ちの方もいると思う。これは辞退理由になるのか。
- グループ質問の場ではそのような発言をされる方はいないが、個別質問を希望される方の中にはそのようなことをおっしゃる方がいる。そのときには、裁判官が、裁判員はどのような仕事をするのかや、皆で判断するもので一人で判断するものではないといった説明をすることで、候補者の方の不安感を取り除くことができるよう努めている。その上で、辞退を希望されるのかを改めて確認すると、「頑張ってみます。」と仰ってくださることが多い。
- ◎ 事前に送付した書類の分かりやすさなども含めて、選任手続全体としての御感想、御質問はあるか。
- 旅費・日当などのお知らせの中にある裁判所周辺のマップについて、ホテル欄に記載されている1番のホテルは、2014年に廃業しているので、マップの修正が必要ではないか。
- マップに記載のホテル情報は、御指摘のとおり、現在廃業しているホテルがあるなど現状と合わない点が幾つか出てきている。このため、現在、

何らかの手当てを検討しているところである。

- 職業上書類を見るのは慣れているつもりだが、事前に送付されてきた書類を見た瞬間、ボリュームの多さになかなか目を通す意欲が湧かず、しばらく放置してしまった。実際に書類を受け取った方も同様に感じるのではないか。中身を見てみると、記入しなければならないものは質問票と旅費の振込の届出くらいで、例えば、質問票自体はA4サイズで3ページくらいであるが、その記載方法、記載例はA3サイズで8ページ分もある。先ほど、親切過ぎるくらいにした方が良いという意見もあったが、逆にボリュームが多過ぎても受け付けないという部分があると思う。例えば、記載例などを見なくても書けるところが多いように思うので、Q&Aのような冊子を作って、分かる人は読まなくても良いし、分からない人は辞書的にその該当箇所を調べて記入するくらいにした方が良いのではないか。
- どのくらいの分量の情報を提供するかについては、ボリュームがあり過ぎではないか、あるいは、これで理解していただけるのかなどといった観点から検討してきたところである。どうしても御覧いただいた際に疑問が生じる部分が出てくるので、情報量が少ないと結局は裁判所に照会していただくこととなり、候補者にお手数をお掛けすることになるため、難しい課題だと思っている。今いただいた御意見も参考にさせていただき、今後情報ボリュームなどについて検討させていただく。
- 事前の質問票の中に「回答要領」と表記されているが、一連の資料の中に「記載方法・記載例」の書面はあっても「回答要領」という表題の書面はない。
- 確かに、「回答要領」という表題の書面はない。「質問票の記載方法・記載例」がそれにあたるため、表記の仕方などについて早急に検討させていただく。
- 送付された書類等に関してもう少し詳しいことを知りたい場合に、この

書類に書かれている質問票の返送先の電話番号に照会すれば答えていただけるものか。疑問が生じた場合は、どのように照会すればよいのか。

- この電話番号に連絡していただいで対応している。この電話番号は裁判員係直通であり、直接裁判員の事務手続を担当している職員につながる。

実際に多くの照会をいただいでおり、特に質問票に辞退事由をどのように記入したらよいかといった照会が多い。中には、裁判所に直接行って書き方を聞きたいと言う方もいる。その場合にはお越しいただいで直接お話を伺い、その場で書類に記入して提出していただくこともある。

- オリエンテーションで御説明いただいた件について、「検察官と弁護人が裁判員候補者について理由を示さずに不選任の請求をすることができる。」という説明があつたが、なぜそのような制度が設けられているのか、また、実際にどの程度検察官や弁護人がこのような請求をするのか教えていただきたい。

- これは、検査官と弁護人が理由を示さないで不選任を請求できるという制度である。何人まで不選任請求できるかは補充裁判員の人数によって異なり、最大で検察官及び弁護人がそれぞれ7人まで不選任を請求できる。通常は補充裁判員が1人か2人のケースが多いが、その場合は、最大で5人まで検察官と弁護人がそれぞれ不選任の請求をすることができるということになる。次に、この制度が設けられた理由については、検察官や弁護人が、候補者が不公平な判断をするおそれがあると思ったときに、その理由を示して不選任の請求をすることは性質上難しいと考えられたからである。

制度施行から平成28年4月末までの統計データでは、理由を示さない不選任の請求を行ったのは判決人員1人当たりおよそ3.5人である。実際には、全くこの請求が行われない場合もある。

- ◎ 検察官、弁護人の立場から本件についてコメントをお願いしたい。

- 理由を示さない不選任請求権の趣旨については今説明があったとおりであるが、検察官がどのようなケースで行使するかは個々の検察官の判断に委ねられているので、その検察官次第で結論は違ってくると思う。私個人としては、広く国民の皆さんに司法に参加していただくという裁判員裁判の制度趣旨から、謙抑的に行使してきた。
- 弁護人の立場から申し上げますと、青森県はそれほど人口の多い県ではないので、知っている人が裁判員候補者として来る可能性があるかと常に思っている。裁判員裁判以外の手続で自分の方がその方の代理人になっていたり、その方の相手方になっていたりするかもしれない。特に相手方になっている場合は、民事紛争で対立しているわけで、そのような方の場合、私が弁護する被告人に不利な判断をするのではないかとということがあるので、そのような場合はおそらく行使する可能性があると思う。
- 実際に候補者として選ばれて選任手続期日に出席する人数はどのくらいなのかを伺いたい。
- どのくらいの人數の方をお呼びするのかについては、裁判の期間の長さのほか、事前に辞退が認められている方やその後に辞退が認められる方の人数なども見込んで決めることになる。

実際に選任手続期日当日にお越しいただいている方の人数は、事件によって異なり、増減はあるが、おおよそ30人前後となることが多い。
- 質問票の記載内容について、裁判員になれない方の例示記載が「国会議員」から始まっているが、県内に6人くらいしかいない国会議員を最初に記載するよりは、人数の多い司法関係者などを先にするなど記載順を検討してみてはどうか。全国統一の書式であれば難しいかもしれないが、受け取った者からみると感覚が違ふと感ぜられたので、記載順や記載の表現について検討してみてはどうか。

また、問合せ先の電話番号について、書類の中に青森地裁の裁判員係の

連絡先や、パンフレットの最後に最高裁のウェブサイトも記載されているが、御高齢の方はウェブサイトと言われても分からないと思う。電話番号を後ろの方などに記載しているのは、気軽に多数の方から電話による問合せがあると大変だということからかもしれないが、可能であれば、最初に電話番号を記載し、心配な方、不安な方はこちらの問合せ先へどうぞという案内ができないものだろうか。

- この書式は全国統一のもので、国会議員などが先に記載されている点については、基本的には法律の条文等に列挙された順によっているものである。

問合せ先の電話番号を冒頭に示すべきではないかという点については、決して電話による照会がこないようにするために後ろに記載している訳ではない。これまでの記載でも、実際に分からないことがある場合には皆さんから電話での照会を相当数いただいている。インターネットの利用はお年寄りの方には難しいということはあると思うが、お年寄りの方からも電話で照会をいただいております。そういう意味では、どの方もよく書類に目を通して、分からないことがあれば照会してくださっているものと思っています。なお、書類の順番等で工夫することは可能と思われるので、御意見を参考にさせていただきたい。

#### イ 離れて暮らしている親と子どもとの交流（面会交流）について

- 面会交流について、配布資料や説明用DVDを利用して手続の概要や実情を説明した。
- ◎ 調停委員の立場から御意見等があれば伺いたい。
- 調停委員として実際に面会交流が問題となる調停に関わらせていただいているが、先ほど視聴したDVDの内容は、事例が余りにも良過ぎて違和感があった。あのDVDはうまくできない方を対象に、理想的な例として見ていただくのも良いのかもしれないが、余りにも完璧過ぎて、見ていた



だいてもこんなことできないと感じる方もいらっしゃるかもしれない。もし作られるのであれば、例えば、悪い例から、話し合うことで子供のことを一番に考えなければと親が思い直すというような構成にした方が見る人には伝わるのではないかと思った。

調停委員として、子どもに会いたいと言っている親がいるということが子どもにとってすごく大事なことだといつも言っているが、経験上、母親の方が会わせたくないという感情を前面に出してきて、父親も母親に押されて引いてしまうことが多い。そうすると、子どもというのは、お父さんは自分に会いたくないとか捨てられたと誤ってしてしまうので、そのことが一番残念に感じる。父親が会いたいと思っていることを子どもに伝えるためにも、母親が自分の感情を少しでも抑えて子どもの気持ちを思いやることができるように、母親へのケアを調停でもできたらと思っている。ゴタゴタしているときに母親の気持ちが整理できないのは分かるが、時間をかけてでも、子どものことを優先し、親子関係を大事にしてあげるようにと調停でも話している。

- ◎ 面会交流が難しい一番の原因は、夫婦間の確執が続いていることによるものか。
- 圧倒的に母親側の感情が強いという印象である。自分にとっては良くない夫なので、こんな人には会わせたくないというのが前面に出ているように感じる。
- ◎ 面会交流が実現しない理由についてどのようにお考えか。
- DV被害者の支援を行っているが、離婚を考えていてどうすれば良いかという相談も多い。最近目立っているのは、離婚の調停を申し立てて調停中であるが、面会交流について条件を出されて非常に不安に思っているというものである。離婚したいという一番の動機は顔も見たくない、とにかく離れたいというものが多いわけで、子どものために相手と連絡を取り合

うということ自体が本人にとっては大きな心理的ストレスとなるため、このところで抵抗感がとても強いのではないかと思う。特に、DVのようなケースでの身体的な暴力はもちろんだが、心理的な暴力で悩んで相談される方がとても多く、心理的なものは目に見えないことから、調停の場でもなかなか理解されないことが多い。そうした面でも苦しんだ末にようやく離婚にこぎつけそうだという方の場合に、子の面会交流というのは更なるストレスの要因となり不安をあおることにつながると感じている。

その一方で、子の面会交流は有用なことと思うし、離婚が珍しいことではなくなり、子を持つ方の離婚も増えているので、その場合に子どもの立場で考えるという視点はとても大事なので、面会交流を進めていくことは必要なことだと思うが、今のところは非常にハードルが高いと思っている。今話したような不安材料を和らげるためにも、家裁調査官から面会交流とはどのようなもので、実際に子どもと別れた夫を会わせるにはどのような方法があるのかとか、実際に会ったときにどのようなようになるのかなどのシミュレーションをしていただくとか、連絡行為をサポートしてくれるような場所、機関、相談センター等を設けていただき、離婚の際に面会交流が条件に入っても、こんな方法があつてこうすれば良いというようなカウンセリング、アドバイスや指導もできるような制度を充実させることが必要なのではないかと考えている。

- 例えば、厚生労働省において面会交流支援事業ということで、児童扶養手当対象者等に対する面会交流の支援の実施と補助金の交付等の取組が平成24年4月から始まっていると聞いている。また、東京都等では全国に先駆けてひとり親家庭支援センターを設置したりしているとのことである。青森では具体的な取組はされていないのが現状のようだが、福祉事務所では相談等の取組が行われているとも聞いている。御提案のとおり、家庭裁判所としても、面会交流の試行という取組をするというのは、裁判所の中

だけでは限られた回数しかできないのが現実であり、それを実際の場面で任意でやっていただくというためには他の支援等をする団体等がもう少し広がって行ってくればと思っている。

- ◎ 地域によっては民間団体でそうした支援をする団体はあるが、青森にはないのが現状である。
- 家庭裁判所に相談した場合、何か良いアドバイスや御案内をいただけるものか。
- 家庭裁判所ができることは、調停の中で具体的に良い方法を探していくことである。
- 代理人を務めることが多い立場から言わせてもらえれば、父親がDVDで紹介されていたような問題のある対応をしていることが多く見られるので、そこをどのように考え直してもらえるかということに尽きると思う。そこで、裁判所が試行的な面会交流をして、良くない点はこうした方が良いのではないかという最善の提案をする機会ができると良いのではないかと思っている。実際に面会交流を試行するとなったときに、土曜、日曜が多いので、その日が裁判所が休みであることがかなり致命的だと思っていて、何か良い方法がないものかと思っている。
- 青森市では子どもの権利相談センターというものを平成25年から設けている。ここで子どもたちから様々な相談を受けている中で、面会交流についてではないが、父親と母親が別れる関係の中にあって、子どもとしては父親に会いたくないのに、離婚の際に会うことが条件となることで、子ども自身が悩んで相談に来る例がある。ここまで、DVDを観たり、皆さんの意見を伺っていて思ったのが、まずは自分の意思表示ができる子どもたちの意見を聞いてほしいということである。子どもの幸せを願うのであれば、まずは子どもがどうしてほしいのかということを最優先に考えて、親同士の話し合いも必要だが、それ以前に、その間にいる子どもが何を望ん

でいるかをきちんと聞いた上で手続を進めてほしい。

(6) 次回開催期日及びテーマ

平成29年2月9日（木）午後1時30分から午後3時30分まで  
テーマは、追ってお知らせする。

(7) 閉会